


2 経営の改善・強化をお考えの場合

1 人材、技術、情報などの専門家のアドバイスを受けたいとき

内 容	<p>中小企業者のニーズや発展段階に応じて、人材、技術、情報などの各種相談に対する身近な相談窓口として、県内5つの商工会議所内に設置している「地域中小企業支援センター」や、広島県西部地域の相談業務を担う（公財）広島市産業振興センター内の「広島市中小企業支援センター」、（公財）ひろしま産業振興機構の経営支援統括センターにより支援します。（このほか、経営相談や資金・金融相談など様々な相談に対応）</p> <p>また、国が中小企業・小規模事業者のための経営相談所として（公財）ひろしま産業振興機構内に設置している「広島県よろず支援拠点」では、専門スタッフが、売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆる悩みの相談に応じています。</p> <p>広島市域の中小企業者で、どこに相談してよいか分からない事業者のために、広島市内の4つの支援機関が連携して、ワンストップ相談窓口（一次相談窓口）を設置しています。共通電話番号（広島市域中小企業支援ナビ）及び4機関の一次相談窓口では、相談者に最適な相談窓口や支援メニューなどを紹介しています。なお、支援機関については、「窓口」の欄をご参照ください。</p>																														
対 象	中小企業・小規模事業者等（個人並びにその団体を含む。）																														
窓 口	<table border="0"> <tr> <td>呉地域中小企業支援センター（呉商工会議所内）</td> <td>TEL 0823-21-0151</td> </tr> <tr> <td>尾道地域中小企業支援センター（尾道商工会議所内）</td> <td>TEL 0848-22-2165</td> </tr> <tr> <td>福山地域中小企業支援センター（福山商工会議所内）</td> <td>TEL 084-973-6355</td> </tr> <tr> <td>三次地域中小企業支援センター（三次商工会議所内）</td> <td>TEL 0824-62-3125</td> </tr> <tr> <td>東広島地域中小企業支援センター（東広島商工会議所内）</td> <td>TEL 082-420-0303</td> </tr> <tr> <td>広島市中小企業支援センター（（公財）広島市産業振興センター内）</td> <td>TEL 082-278-8032</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（公財）ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター</td> </tr> <tr> <td>TEL 082-240-7701 FAX 082-249-3232</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">E-mail : sien-center@hiwave.or.jp</td> </tr> <tr> <td colspan="2">広島県よろず支援拠点（（公財）ひろしま産業振興機構内）</td> </tr> <tr> <td>TEL 082-240-7706 FAX 082-249-3232</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">https://www.hiwave.or.jp/organization/yorozu/</td> </tr> <tr> <td colspan="2">E-mail : h-yorozushien@hiwave.or.jp</td> </tr> <tr> <td colspan="2">広島市域中小企業支援ナビ《4機関の共通電話サービス》</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（4機関：（公財）ひろしま産業振興機構，（公財）広島市産業振興センター， 広島商工会議所，広島県商工会連合会） TEL 0570-005400（ナビダイヤル）</td> </tr> </table> 	呉地域中小企業支援センター（呉商工会議所内）	TEL 0823-21-0151	尾道地域中小企業支援センター（尾道商工会議所内）	TEL 0848-22-2165	福山地域中小企業支援センター（福山商工会議所内）	TEL 084-973-6355	三次地域中小企業支援センター（三次商工会議所内）	TEL 0824-62-3125	東広島地域中小企業支援センター（東広島商工会議所内）	TEL 082-420-0303	広島市中小企業支援センター（（公財）広島市産業振興センター内）	TEL 082-278-8032	（公財）ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター		TEL 082-240-7701 FAX 082-249-3232		E-mail : sien-center@hiwave.or.jp		広島県よろず支援拠点（（公財）ひろしま産業振興機構内）		TEL 082-240-7706 FAX 082-249-3232		https://www.hiwave.or.jp/organization/yorozu/		E-mail : h-yorozushien@hiwave.or.jp		広島市域中小企業支援ナビ《4機関の共通電話サービス》		（4機関：（公財）ひろしま産業振興機構，（公財）広島市産業振興センター， 広島商工会議所，広島県商工会連合会） TEL 0570-005400（ナビダイヤル）	
呉地域中小企業支援センター（呉商工会議所内）	TEL 0823-21-0151																														
尾道地域中小企業支援センター（尾道商工会議所内）	TEL 0848-22-2165																														
福山地域中小企業支援センター（福山商工会議所内）	TEL 084-973-6355																														
三次地域中小企業支援センター（三次商工会議所内）	TEL 0824-62-3125																														
東広島地域中小企業支援センター（東広島商工会議所内）	TEL 082-420-0303																														
広島市中小企業支援センター（（公財）広島市産業振興センター内）	TEL 082-278-8032																														
（公財）ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター																															
TEL 082-240-7701 FAX 082-249-3232																															
E-mail : sien-center@hiwave.or.jp																															
広島県よろず支援拠点（（公財）ひろしま産業振興機構内）																															
TEL 082-240-7706 FAX 082-249-3232																															
https://www.hiwave.or.jp/organization/yorozu/																															
E-mail : h-yorozushien@hiwave.or.jp																															
広島市域中小企業支援ナビ《4機関の共通電話サービス》																															
（4機関：（公財）ひろしま産業振興機構，（公財）広島市産業振興センター， 広島商工会議所，広島県商工会連合会） TEL 0570-005400（ナビダイヤル）																															

2 高度で複合的な経営課題に関する専門家のアドバイスを受けたいとき

◎ チーム型支援（伴走型支援）

内 容	開発した商品・サービスの売上増，利益率の向上等を図るため，多くの支援実績を有する専門家等で構成されたチームにより，新事業展開等を集中的に支援します。 【支援分野】 マーケティング，セールス，ブランディング，デザイン，知的財産戦略，経営戦略・生産管理等 【支援期間】 最長1年間
対 象	利益率向上，売上増や販路拡大等による成長を目指す県内の中小企業 ・試作品または完成品に関して，新たな市場参入等，成長意欲を有する企業 ・原価管理，生産管理等の手法を用いて経営改善の意欲がある企業 等
企業負担	専門家謝金の1/10，営業・販売促進費用等の実費相当負担
受 付	随時
窓 口	(公財) ひろしま産業振興機構 企業支援統括グループ TEL 082-207-0563 FAX 082-242-7709 https://www.hiwave.or.jp/purpose1/development/team/



3 経営に関する相談をしたいとき

◎ 県の経営相談窓口

内 容	経営環境の変化等の影響を受けている中小企業や経営革新等に取り組む中小企業の相談に対応し，経営に関する助言や各種支援制度，支援機関の紹介などを行います。
窓 口	経営革新課 企業診断スタッフ・経営支援グループ TEL 082-513-3371

◎ 商工会議所，商工会の相談指導等

内 容	商工会議所，商工会には，経営のパートナーとして経営指導員が配置されており，金融・税務・経理・法律・労務・OA・店舗改装・特許・工業技術等あらゆる分野にわたってきめ細かく相談に対応しています。 また，(株)日本政策金融公庫や県・市町制度融資等の金融あっせんや各種共済制度も紹介しています。
窓 口	最寄りの商工会議所及び商工会


◎ 消費税転嫁相談・情報受付窓口

内 容	消費税の価格転嫁等に関する相談・情報受付の窓口が、国、県等に設置されています。															
国窓口	<p>国設置：転嫁拒否行為及び阻害表示に係る相談フリーダイヤル TEL 0120-200-040 受付時間 9:30～17:00（土日祝日・年末年始を除く）</p> <p>※ 転嫁拒否行為については、公正取引委員会又は中小企業庁、阻害表示については消費者庁につながります。 （担当省庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額表示：財務省主税局税制第二課 TEL 03-3581-4111（代表） ・便乗値上げ：消費者庁（調査・物価等担当） TEL 03-3507-9196（直通） ・軽減税率制度及びインボイス制度：軽減コールセンター TEL 0120-205-553（フリーダイヤル） 															
県窓口	<p>「建設業等」の消費税転嫁相談・指導 転嫁拒否行為等を行っている事業者の業種が、国土交通大臣が所管する次の5業種に該当する場合は、県が調査・指導等を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">取引・表示に関する相談・情報 （平日 8:30～ 17:15 受付）</td> <td>建設業（知事許可）、浄化槽工事業、解体工事業</td> <td>土木建築局建設産業課 082-513-3822（直通）</td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引業（知事免許）</td> <td>土木建築局建築課 082-513-4185（直通）</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業（知事登録）</td> <td>環境県民局環境県民総務課 082-513-2711（直通）</td> </tr> </table> <p>転嫁相談・情報受付（5業種以外） 県で受け付けた情報について、法に違反する疑いのあるものは、調査・指導権限を有する国の担当機関へ通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">消費税転嫁情報 受付窓口 （平日 8:30～ 17:15 受付）</td> <td>5業種以外の取引に関する相談・情報</td> <td>商工労働局経営革新課 082-513-3328（直通）</td> </tr> <tr> <td>地方消費税に関する問合せ</td> <td>総務局税務課 082-513-2327（直通）</td> </tr> <tr> <td>消費者からの表示に関する相談・情報</td> <td>環境県民局消費生活課 082-513-2732（直通）</td> </tr> </table>		取引・表示に関する相談・情報 （平日 8:30～ 17:15 受付）	建設業（知事許可）、浄化槽工事業、解体工事業	土木建築局建設産業課 082-513-3822（直通）	宅地建物取引業（知事免許）	土木建築局建築課 082-513-4185（直通）	不動産鑑定業（知事登録）	環境県民局環境県民総務課 082-513-2711（直通）	消費税転嫁情報 受付窓口 （平日 8:30～ 17:15 受付）	5業種以外の取引に関する相談・情報	商工労働局経営革新課 082-513-3328（直通）	地方消費税に関する問合せ	総務局税務課 082-513-2327（直通）	消費者からの表示に関する相談・情報	環境県民局消費生活課 082-513-2732（直通）
取引・表示に関する相談・情報 （平日 8:30～ 17:15 受付）	建設業（知事許可）、浄化槽工事業、解体工事業	土木建築局建設産業課 082-513-3822（直通）														
	宅地建物取引業（知事免許）	土木建築局建築課 082-513-4185（直通）														
	不動産鑑定業（知事登録）	環境県民局環境県民総務課 082-513-2711（直通）														
消費税転嫁情報 受付窓口 （平日 8:30～ 17:15 受付）	5業種以外の取引に関する相談・情報	商工労働局経営革新課 082-513-3328（直通）														
	地方消費税に関する問合せ	総務局税務課 082-513-2327（直通）														
	消費者からの表示に関する相談・情報	環境県民局消費生活課 082-513-2732（直通）														
経済団体等 窓口	<p>消費税制度周知や相談窓口の設置等の事業を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各商工会議所、広島県商工会連合会及び県内各商工会 ・広島県中小企業団体中央会 082-228-0926（代表） ・広島県商店街振興組合連合会 082-294-8628（代表） 															


4 経営安定特別相談を受けたいとき

概 要	中小企業の皆様は、関連企業の倒産等により経営の安定に不安や悩みをお持ちのときに、経営安定特別相談を受けることが可能です。
内 容	<p>商工会議所、商工会連合会に経営安定特別相談室が設置されており、商工調停士や弁護士、税理士、中小企業診断士等専門家により、経営の再建策等に有効なアドバイスや資金のあっせん等を行っています。</p> <p>また、再建の見込みのない場合については、整理の指導も実施します。</p>
窓 口	最寄りの商工会議所及び広島県商工会連合会

5 経営革新の支援を受けたいとき

概 要	<p>経営環境の変化に対応し、中小企業者等が今日的な経営課題にチャレンジする「新たな取組」を行う場合、経営革新計画を作成し県知事の承認を受けることで、各支援機関による融資などの支援策を活用できます。</p>		
対 象	経営革新計画を承認された中小企業者等		
内 容	区 分	支 援 内 容	支 援 機 関
	融資等	県費預託融資制度	県(経営革新課), 民間金融機関
		高度化融資制度(貸付条件の優遇)	県(経営革新課)
		政府系金融機関による低利融資制度	(株)日本政策金融公庫
	保 証	中小企業信用保険法の特例	広島県信用保証協会
		海外展開に伴う資金調達に対する支援措置	(株)日本政策金融公庫 (独)日本貿易保険
	投 資	中小企業投資育成株式会社法の特例	大阪中小企業投資育成(株)
補助金	アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金必着(受付～令和4年10月31日必着)	広島中小企業団体中央会	
※ 支援措置を利用するには、計画承認後、各支援機関における審査が必要です。			
窓 口	経営革新課 経営支援グループ TEL 082-513-3371		
制度の案内	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tyuusyoukigyoukeieikakusinnkeikaku/1176966771355.html 【中小企業経営革新支援のご案内】 		

6 事業承継の支援を受けたいとき


概 要	<p>中小企業の皆様が、事業承継に取り組まれる際に県知事の認定を受けることで、事業承継税制や金融支援などの制度を活用できます。</p>		
内 容	<p>○事業承継税制：後継者が、株式や事業用資産を先代経営者から相続又は贈与により取得し、県知事の認定を受けた場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される制度です。</p> <p>《対象》 法人…非上場中小企業の株式等 個人事業者…事業用資産(事業を行うために必要な土地・建物、機械・器具备品等)</p> <p>○金融支援：経営者の死亡及び退任に伴い必要となる資金の調達を支援する制度です。親族外承継や個人事業主の承継も対象としています。</p> <p>※どちらも県知事の認定が必要です。</p>		
窓 口	<p>【事業承継税制・金融支援】 イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援グループ TEL 082-513-3355</p>		
制度の案内	https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/business_succession_support_measures.html 【中小企業事業承継支援のご案内】 		

《県費預託融資制度》

◎事業承継支援資金（産業支援融資）【P76 参照】

対 象	<p>次のいずれかに該当する中小企業者等が利用できます。</p> <p>(1) 事業承継に関する認定を受けた者及びその代表者個人</p> <p>(2) 次のいずれかに該当し、かつ一定の財務要件を満たす者</p> <p>① 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人であり、一定の財務要件を満たす者</p> <p>② 一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過しておらず、一定の財務要件を満たす者</p>										
限 度 額	2億円（うち新規運転資金6,000万円）										
利 率 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">資 金 名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">貸出利率（固定金利）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">運転（借換資金） ※認定内容によっては借換も可</th> <th style="text-align: center;">設備資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事業継承支援資金</td> <td style="text-align: center;"> (3年以内) 1.0% (5年以内) 1.2% (10年以内) 1.4% </td> <td style="text-align: center;"> (3年以内) 0.7% (5年以内) 0.9% (10年以内) 1.1% (10年超) 1.3% </td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸出利率：令和4年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。</p> <p>信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用） ※経営者保証コーディネーターの確認を受けた者の保証料率は、広島県信用保証協会所定の保証料率（料率D適用）</p> <p>融 資 期 間：対象（1） 運転10年（据置1年），設備15年（据置1年） 対象（2） 借換・運転・設備10年（据置1年）</p>			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転（借換資金） ※認定内容によっては借換も可	設備資金	事業継承支援資金	(3年以内) 1.0% (5年以内) 1.2% (10年以内) 1.4%	(3年以内) 0.7% (5年以内) 0.9% (10年以内) 1.1% (10年超) 1.3%
資 金 名	貸出利率（固定金利）										
	運転（借換資金） ※認定内容によっては借換も可	設備資金									
事業継承支援資金	(3年以内) 1.0% (5年以内) 1.2% (10年以内) 1.4%	(3年以内) 0.7% (5年以内) 0.9% (10年以内) 1.1% (10年超) 1.3%									
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321 イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援グループ TEL 082-513-3355										

◎ふるさと連携応援ファンド

概 要	<p>本ファンドは、事業承継支援と成長投資を主な目的とし、先端技術や特定の成長業種に限らず、広く地域経済を支える地元企業の皆様を対象に投資を行います。</p> <p>投資後は、ハンズオン（経営参加型）で経営支援を行い、投資先企業の皆様の成長を通じて地域経済の発展に貢献します。</p>	
お問い合わせ先	(株)ひろしまイノベーション推進機構 TEL 082-545-2860 http://www.hinet.co.jp/	

7 経営の改善のために融資を受けたいとき 《県費預託融資制度》


◎ 緊急経営基盤強化資金・借換資金（緊急対応融資）【P75 参照】

対 象	<p>(1) 緊急経営基盤強化資金 次のいずれかに該当する中小企業者及び組合等が利用できます。</p> <p>① 経営環境の変化等により、売上や売上総利益率等に5%以上減少、又は経常損失に転じるなど、経営の悪化を来しているが、中長期的（概ね3年後）には業況が回復する見込みがある者</p> <p>② 経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体（商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島県中小企業再生支援協議会）の推薦を受けた者</p> <p>③ 国が認定した事業活動に著しい支障を生じている業種であって、経営の安定に支障を生じている者</p> <p>④ ウクライナ情勢の影響で急激に売上減少しているが、中長期的にはその業況が回復する見込みがある者（適用期間は令和5年3月31日まで）</p> <p>(2) 借換資金 (1)の緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等が利用できます。</p>							
限 度 額	<p>緊急経営基盤強化資金 4,000万円 借換資金 8,000万円（うち新規運転資金4,000万円）</p>							
利 率 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資 金 名</th> <th style="width: 70%;">貸出利率（固定金利）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">緊急経営基盤強化資金</td> <td style="text-align: center;">（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2% ※対象①及び④において、 信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">借換資金</td> <td style="text-align: center;">（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 貸出利率：令和4年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。</p> <p>信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率B適用） ※ 対象③は年0.7%（経営安定関連保証適用）</p> <p>融 資 期 間：(1)緊急経営基盤強化資金 運転10年（据置1年） (2)借換資金 借換10年（据置1年）</p>		資 金 名	貸出利率（固定金利）	緊急経営基盤強化資金	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2% ※対象①及び④において、 信用保証なしの場合は上記利率+0.3%	借換資金	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2%
資 金 名	貸出利率（固定金利）							
緊急経営基盤強化資金	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2% ※対象①及び④において、 信用保証なしの場合は上記利率+0.3%							
借換資金	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2%							
窓 口	<p>経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321</p>							

◎事業再生支援資金（緊急対応融資）【P75 参照】

対 象	<p>次のいずれかに該当する中小企業者及び組合等が利用できます。</p> <p>① 経営支援機関等（商工会議所、広島県商工会連合会、商工会、広島県中小企業再生支援協議会及び県費預託融資取扱金融機関）の支援を受けて策定した計画に基づき経営改善等に取り組み、経営支援機関等から推薦を受けた者であって、一定の財務要件等を満たす者</p> <p>② 保証付き既往借入金について返済条件の緩和を行っており、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者</p> <p>③ 中小企業再生支援協議会等の指導・助言又は経営サポート会議による検討等により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む者</p>										
限 度 額	8,000 万円（うち新規運転資金 4,000 万円）										
利 率 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">資 金 名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">貸出利率（固定金利）</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">信用保証付き</th> <th style="width: 30%;">信用保証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事業再生支援資金</td> <td style="text-align: center;">金融機関所定</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率B適用） ※対象③は年 0.8%又は年 1.0%</p> <p>融 資 期 間：対象① 借換・運転・設備 10年（据置1年） 対象②③ 借換・運転・設備 15年（据置1年）</p>			資 金 名	貸出利率（固定金利）		信用保証付き	信用保証なし	事業再生支援資金	金融機関所定	—
資 金 名	貸出利率（固定金利）										
	信用保証付き	信用保証なし									
事業再生支援資金	金融機関所定	—									
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321										

◎ 中小企業技術・経営力評価制度

内 容	財務諸表だけでは分からない中小企業者の技術やノウハウをはじめ、成長性・経営力を評価した評価書を作成し、強みを伸ばし、明らかとなった課題解決を促進する制度です。また、作成した評価書を活用し、資金調達を促進します。		
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県内に主たる事務所もしくは事業所を有する中小企業者 ・広島県信用保証協会の保証対象業種に属する中小企業者 （製造業に限らず、サービス業や卸売、小売業、建設業なども対象） 		
評価手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・標準評価型 5万円（手数料10万円のうち広島県が1/2補助） ・オーダーメイド型 10万円（手数料20万円のうち広島県が1/2補助） <p>※オーダーメイド型は専門性の高い技術や複数事業を展開している企業が対象</p>		
窓 口	(公財) ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター TEL 082-240-7701 FAX 082-249-3232 https://www.hiwave.or.jp/purpose1/development/evaluation/		

◎中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助

対 象	中小企業技術・経営力評価制度により「評価報告書」の発行を受けて1年以内に、広島県信用保証協会の保証により資金の融資を受けた事業者で、広島県内に主たる事務所もしくは事業所を有する中小企業者
内 容	事業者が負担した信用保証料に対する0.1%相当額を補助します（融資を受けた事業者が広島県信用保証協会の定めた保証料率により全額納付した保証料相当額とその保証料率から0.1%割引した保証料率により計算された保証料との差額（百円未満切り捨て））。 ただし、補助額は補助対象者一社当たり一会計年度において20万円が限度となります。
窓 口	イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援グループ TEL 082-513-3355
制度の案内	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/70/gi_jyutsu-hoshouryou.html 【広島県中小企業技術・経営力評価事業 信用保証料補助金申請について】



8 経営研修に参加したいとき

概 要	中小企業の「人づくり」を支援するための総合的な研修機関として、(独)中小企業基盤整備機構 中国本部 中小企業大学校広島校が設置されており、中小企業者の経営者、後継者、管理者などを対象に、経営管理の各分野について、経営課題の解決に資する実践的、参加型の研修を実施しています。
対 象	中小企業の経営者及び後継者、管理者等（年齢、学歴は問いません。）
内 容	次頁のとおり
窓 口	(独)中小企業基盤整備機構中国本部 中小企業大学校広島校 TEL 082-278-4955（代表） FAX 082-278-7201 http://www.smrj.go.jp/institute/hiroshima/ E-mail hiro-kenshu@smrj.go.jp



2022年度 研修カレンダー [2022年4月~2023年3月]																															
2022年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	4月	水	木	金	土	日																									
2022年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	5月	日	月	火	水	木	金	土	日																						
2022年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	6月	水	木	金	土	日																									
2022年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	7月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																				
2022年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	8月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																
2022年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	9月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日												
2022年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	10月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
2022年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	11月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
2022年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	12月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
2023年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	1月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
2023年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	2月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
2023年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	3月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木

※ 詳細は中小企業大学校広島校のホームページにてご確認ください。

<https://www.smrj.go.jp/institute/hiroshima/>



9 取引先の倒産による資金確保に備えたいとき

《 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済） 》

概要	中小企業倒産防止共済制度に加入して毎月一定金額を掛けると、取引先事業者の倒産の影響を受けて中小企業者が連鎖倒産することや、著しい経営難に陥ることを防止するために共済金の貸付を受けることができます。
掛金	5,000円～200,000円/月（5,000円刻み） 税法上、損金(法人)又は事業所得の必要経費(個人)に算入できます。
貸付事由	加入後6か月以上経過して、取引先事業者が倒産し、売掛金債権や前渡金返還請求権の回収が困難となった場合
貸付金額	回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額（共済契約者当たりの貸付残高が8,000万円を超えない範囲）のいずれか少ない額
貸付条件	無担保・無保証人・無利子（ただし、貸付額の1/10に相当する額は掛金総額から控除）5年～7年（据置期間6か月を含む）の毎月均等償還
一時貸付金制度	加入者は取引先事業者に倒産の事態が生じない場合でも、解約手当金の95%を上限として臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。
対象	引き続き1年以上事業を行っている中小企業者（法人・個人）又は組合（①企業組合、協業組合②共同生産等共同事業を行っている事業協同組合、商工組合等）
窓口	お取引の金融機関 各商工会議所、各商工会、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会等

《 県費預託融資制度 》

◎ セーフティネット資金（国指定）、自然災害・倒産防止等資金（県指定等）（緊急対応融資）【P75参照】

対象	<p>(1) セーフティネット資金（国指定） 次のいずれかに該当する中小企業者及び組合等が利用できます。 ①国が指定した取引先の倒産、生産調整、事故、災害又は取引金融機関の破綻によって影響を受けている者（セーフティネット保証1～4号、6号※） ②全国的な大規模経済危機・災害等によって影響を受けている者（危機関連保証※） ③激甚災害を受けたことについて市町の証明（り災証明）のある者 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要です。</p> <p>(2) 自然災害・倒産防止等資金（県指定等） 県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の認定（り災証明）した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等が利用できます。</p>						
限度額	セーフティネット資金（国指定）中小企業者 8,000万円、組合等 1億6,000万円 自然災害・倒産防止等資金（県指定等）中小企業者 4,000万円、組合等 8,000万円						
利率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>貸出利率（固定金利）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セーフティネット資金（国指定）</td> <td>（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2%</td> </tr> <tr> <td>自然災害・倒産防止等資金（県指定等）</td> <td>（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2% ※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸出利率：令和4年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。</p> <p>信用保証料率：（国指定）年0.7% （県指定等）広島県信用保証協会所定の保証料率（料率B適用）</p> <p>融資期間：（国指定）対象① 運転10年（据置1年） 【災害の場合】設備10年（据置3年） 対象② 運転・設備10年（据置2年） 対象③ 運転10年（据置1年）・設備10年（据置3年） （県指定等）運転10年（据置1年） 【災害の場合】設備10年（据置3年）</p>	資金名	貸出利率（固定金利）	セーフティネット資金（国指定）	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2%	自然災害・倒産防止等資金（県指定等）	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2% ※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%
資金名	貸出利率（固定金利）						
セーフティネット資金（国指定）	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2%						
自然災害・倒産防止等資金（県指定等）	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2% ※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%						
窓口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321						

10 下請取引のあっせんについて相談したいとき

内 容	(公財)ひろしま産業振興機構が収集した受発注情報に基づく取引のあっせんをします。事前に企業概要、保有設備等の登録が必要です(登録料、あっせん料:無料)。県内外の発注企業と商談を行う広域取引商談会の開催を通じて新規取引の開拓を支援します。
対 象	経営の改善・強化を目指す中小企業
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター TEL 082-240-7704

11 下請取引に関する苦情又は紛争について相談したいとき

◎ 下請かけこみ寺

内 容	・中小企業からの取引に関する相談に対応 ・無料弁護士相談、裁判外紛争解決(ADR)のあっせん
対 象	中小企業
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構内 TEL 0120-418-618

12 新しいビジネスモデルの立ち上げや新事業展開を進めたいとき

◎ 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金

内 容	県内の中小・ベンチャー企業の新たな事業展開やビジネスモデルの構築などの自社の成長に向けたチャレンジ性に富む取組みを、資金面や専門的アドバイス等により支援します。
対 象	《応募対象者》県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者 《対象事業分野》 (1) 革新的な研究・技術開発や試作品開発及び生産プロセスの改善等 (2) 革新的なサービスの創出やサービス提供プロセスの改善等 (3) 新たなビジネスモデルの構築等 (4) 地域の特性や自ら基盤技術・サービスの優位性を活かした、ブランドの構築や新たな価値創造等 (5) 第四次産業革命に向けIT・IoT・AI等を活用した生産性向上や開発等
助 成 率	助成対象経費の2/3以内
助 成 額	対象事業分野が(1)~(4)の場合：300万円以内/件 対象事業分野が(5)の場合：500万円以内/件
受 付	第1次公募期間：令和4年3月10日~令和4年4月21日 第2次公募は、8月公募開始予定
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター 開発支援担当 TEL 082-240-7712

13 中心市街地の商店街の活性化をお考えのとき

《 県費預託融資制度 》

◎ 事業活動支援資金（産業支援融資）【P76 参照】

対 象	・ 中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて事業を行う中小企業者又は組合等		
限 度 額	2億円（うち運転資金6,000万円）		
利 率 等	資 金 名	貸出利率（固定金利）	
		運 転 資 金	設 備 資 金
	事業活動支援資金	（3年以内）1.0% （5年以内）1.2% （10年以内）1.4%	（3年以内）0.7% （5年以内）0.9% （10年以内）1.1% （10年超）1.3%
※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%			
※貸出利率：令和4年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。			
信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用）			
融 資 期 間：運転10年（据置3年），設備15年（据置3年）			
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321		

14 県内製品の販路拡大を進めたいとき

◎ 「BUYひろしま」キャンペーン（県内製品愛用運動）

内 容	県内製品の消費拡大がもたらす県内産業への波及効果等を広く県民に周知するためのPR活動である「BUYひろしま」キャンペーン（県内製品愛用運動）の一環として、県産品フェアの開催などを実施します。
窓 口	21ひろしま県内製品愛用運動推進協議会事務局 観光課 BUYひろしま推進グループ TEL 082-513-3441 【構成団体】広島市、広島県市長会、広島県町村会、広島県商工会議所連合会、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会、県

◎ ひろしまブランドショップT A Uを活用した販路開拓

内 容	ひろしまブランドショップT A U（東京都中央区銀座）では、県産品等の販売や首都圏への情報発信を行っています。 T A Uに出品されている県内事業者の方々には、次のような販路開拓支援を実施しています。	
	テストマーケティング	毎月10商品程度のテスト販売を実施 来店者や専門家の意見をフィードバック
	T A U等での商談会	首都圏バイヤーとのマッチング機会の創出
	県産品フェアの開催	百貨店、高級スーパー等、首都圏小売店での県産品フェアの開催
	T A U店内催事の展開	T A U1 F物販エリアでの販売を通じた消費者ニーズの把握
窓 口	観光課 BUYひろしま推進グループ TEL 082-513-3441	